

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

天理市長 並 河 健

天理市条例第15号

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和38年 3 月天理市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第 6 項中「附則別表第 1 」を「附則別表」に改める。

附則第 7 項中「第35条」を「第35条の 2 」に改める。

附則第 9 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1） 附則第 6 項及び第 7 項の改正規定 公布の日

（2） 第10条第11項第 4 号及び第14項並びに附則第 9 項の改正規定並びに次項の規定 令和 7 年 4 月 1 日

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の天理市一般職の職員の退職手当に関する条例（以下「退職手当条例」という。）第10条第11項（第 4 号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した退職手当条例第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって前項第 2 号に定める日（以下

「施行日」という。)以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。